

サラワク・イバンの自然資源利用についての制度

総合地球環境学研究所 市川昌広

森には、多くの地域で、所有・利用権が誰に属するかによって大きく 2 つに分けられる。一つは、森やその周りにすむ人々が強い所有・利用権を持つ森と、もうひとつは国が所有権を持つ森である。ここでは、森やその周りに住む人々の森における持続的な森林利用について、彼らが有する制度に着目して述べる。現在、どのような制度を有し、その制度は持続的に森林保全に寄与しているのか。持続的な森林利用を保障するような制度はみられるのか、具体的にイバンの例を述べる。イバンの有する森は、二次林をベースにして、その中に様々な樹園地、農地が点在してモザイク状景観をなす。このような景観の持続性を考える。

[原生林保存]についての制度

プラス(弱い)：禁忌林(ランビル周辺少ない)、木材保存林(purau)

マイナス(強い)：原生林を拓いた人に土地所有権、子孫に土地残したい、

[自然資源の所有](二次林ベースのイバンの森)

ここ数十年の間に、イバンの土地所有制度が変化し、近代的土地所有制度のあり方に似てきたことが明らかになった。たとえば、土地の保有者のみがそこに生育する植物を利用できるという例が多くみられた。さらに、他のロングハウスに居を移しても、元のロングハウスの土地の保有権を維持する例が少ないながらきかれた。この背景には、都市化や地方都市への道路によるアクセスがよくなったことにより、土地、自生の有用植物、果物などの自然資源が売買の対象となり、それらの価値が高まってきたことがある。

しかし、その変化はイバン社会全体で一律に、急激には引き起こされない。制度が変化する過程では、異なる制度認識を持つ個人間あるいは集団間で自然資源の所有をめぐる対立がおきる。その際は、彼らの間で合意がとられつつ解決が図られる。合意のとられ方は、多数決ではなく、話し合いが基本となるため時間がかかる。このような合意の過程をさまざまな地域で繰り返し経つつ、制度は徐々に変化するからである。

[土地の相続](イバンの森)

いくつかのイバン村落において、慣習に基づく土地の相続方法について聞き取りをおこなった。その結果、ビレックの財産には、その構成員それぞれに取り分があり、それは婚姻、血筋、土地開拓や管理の貢献度によって決まることがわかった。ビレックの長は、ビレックの財産を適切に管理し、つぎの後継者に引き継ぐ責務をもつ。後継者は、直系の血筋の者で、彼/彼女は親の老後の世話をし、死を看取る。ビレックの継承が途切れることを強く恐れ、子がない場合は甥や姪を養子に迎える。相続の際の土地分配は、その原則が明確に決まっており、土地所有は子に強い権利があることがわかった。

イバン人は、土地を稲作のための大切な場として認めている。古い先祖から引き継いできた土地の存在を誇りとし、それらをビレックの継承とともに、子々孫々に引き渡していくものであると考えている。土地利用の決定は、短期的な利益のみによって判断されない、より長期的な視点を持っておこなわれる。土地利用の持続性を担保するうえで重要な考え方を有しているといえよう。イバン人にとって土地は世代間に渡る共有の資源である。

近年、州政府は、先住民の領域に広大な休閒二次林をオイルパームプランテーションのように単一作物によるより経済的利益の上がる土地利用へ転換しようとしている。そういった開発を広い範囲で一気に、一様に進ませないような自然資源所有制度をイバン人はなお有している。